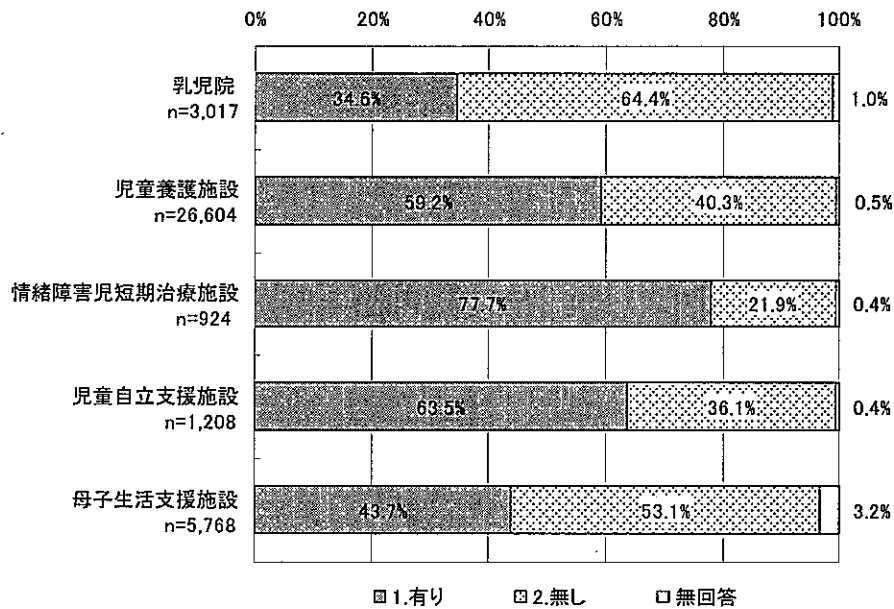


❖ 被虐待体験の有無及び虐待の種類

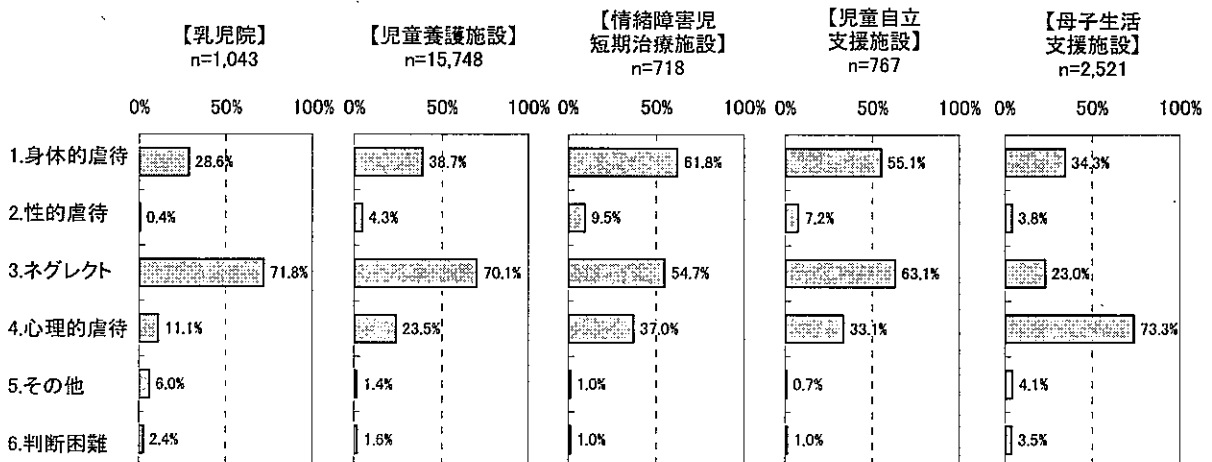
被虐待体験の有無をみると、情緒障害児短期治療施設では8割弱、児童養護施設及び児童自立支援施設では約6割、母子生活支援施設では約4割、乳児院では約3割の児童が「被虐待体験有り」となっている。また、虐待内容を見ると、乳児院、児童養護施設及び児童自立支援施設で最も多く挙げられたのが「3.ネグレクト」である。情緒障害児短期治療施設では、「1.身体的虐待」が最も多くみられ、母子生活支援施設では「4.心理的虐待」が最も多くみられる。

図表 27 被虐待体験の有無



図表 28 被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

※被虐待体験有りの児童に占める割合



(3) ケアの適合状況

❖ 入所児童に対するケアの適合状況⁹

ケアの適合状況（現在入所している施設でケアを受けることが適した児童であるか又は他施設等に入所することが適しているかを評価）についてみると、いずれの施設においても「適していない」（すなわち、他施設でケアを受けることが適している）と評価された児童の割合は、乳児院が2割弱、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設においては約1割みられる（母子生活支援施設においては世帯数）。

当該施設のケアが「適していない」と評価された児童について、適していると考えられる施設種類として、乳児院では「11. 里親の家」が最も多く、次いで「5. 児童養護施設」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。児童養護施設では「2. 情緒障害児短期治療施設」が最も多く、次いで「7. 知的障害児施設」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。情緒障害児短期治療施設では「5. 児童養護施設」が最も多く、次いで「9. 家庭」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられている。児童自立支援施設では「7. 知的障害児施設」が最も多く、次いで「5. 児童養護施設」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。母子生活支援施設では「15. 自宅（公営住宅等）」が最も多く、次いで「5. 児童養護施設」、「16. 親元の家¹⁰」の順に多く挙げられている。

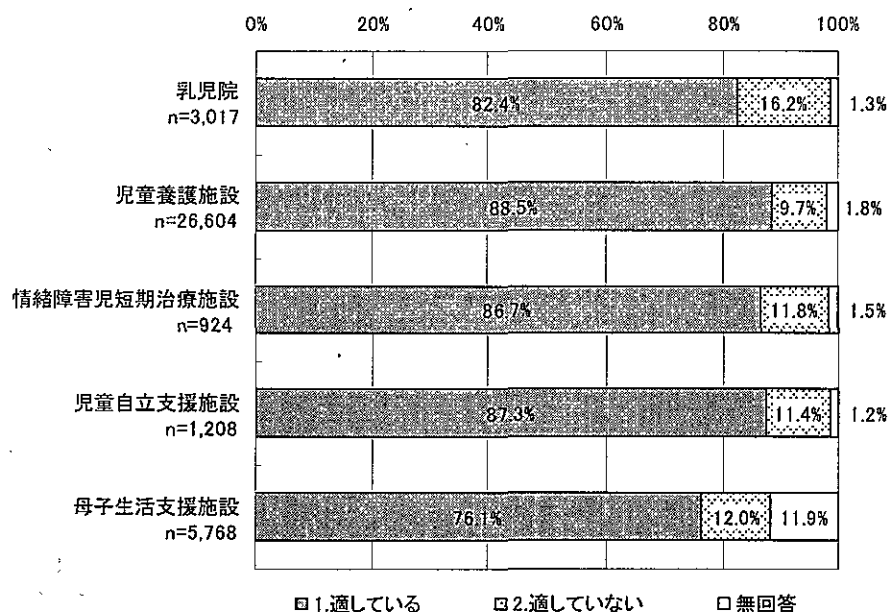
現在児童が入所している施設において「適していない」と評価された児童を対象に、回答職員が評価した「適している施設等（措置変更先）」別にその人数を集計している（「図表 31 主要移動先別児童数」参照）。

移動先として適当と回答された施設種類をみると、「知的障害児施設」が570人と最も多く、次いで「情緒障害児短期治療施設」が562人、「家庭」が528人、「里親の家」が482人の順に多くなっている。

⁹ 当該児童の情緒・行動上の問題状況、身体疾患・身体障害、発達障害・行動障害等の状況等や普段のケア状況を踏まえた上で、現在の施設におけるケアが当該児童に適しているかどうか尋ねた。なお、母子生活支援施設においては、当該世帯の母子それぞれの情緒・行動上の問題状況、身体疾患・身体障害や発達障害・行動障害等の状況を踏まえたものとしている。

¹⁰ 親元の家とは母親の実家をいう。以下「親元の家」は同じ。

図表 29 入所児童に対するケアの適合状況



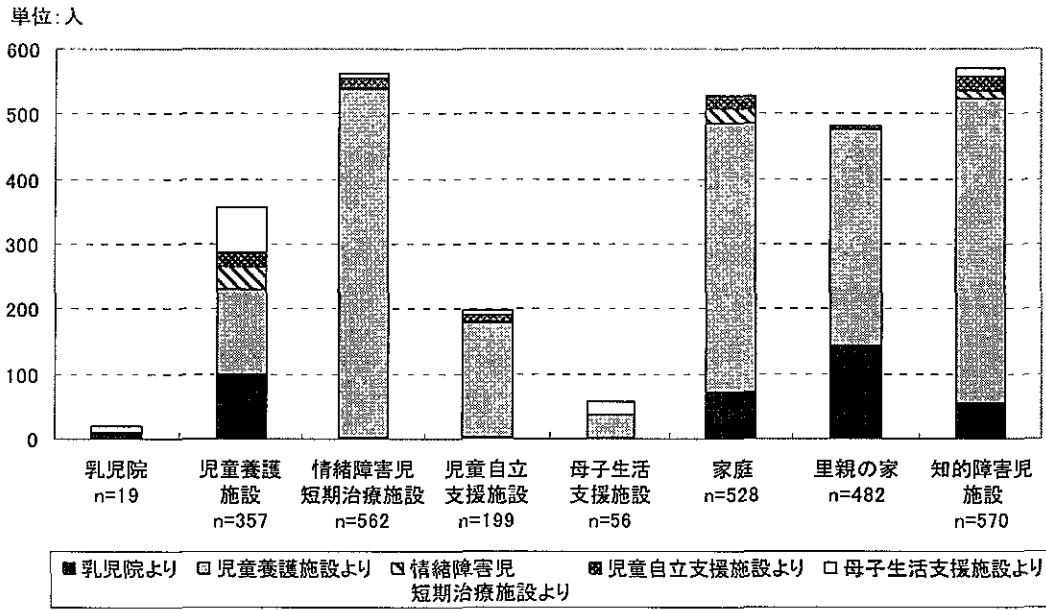
図表 30 ケアが「適していない」とされた児童について適していると考えられる他の施設等¹¹

ケアが「適していない」とされた児童について適していると考えられる他の施設等	ケアが「適していない」とされた児童について適していると考えられる他の施設等				
	乳児院 n=490	児童養護施設 n=2,568	情緒障害児短期治療施設 n=109	児童自立支援施設 n=138	母子生活支援施設 n=427
1.乳児院※	1.4%	0.1%	0.0%	0.0%	2.3%
2.情緒障害児短期治療施設※	0.6%	20.9%	1.8%	10.1%	1.6%
3.児童自立支援施設※	0.4%	6.9%	3.7%	7.2%	1.6%
4.母子生活支援施設※	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%	4.4%
5.児童養護施設※	20.4%	5.1%	33.0%	15.2%	16.4%
6.自立援助ホーム	0.0%	2.7%	3.7%	5.8%	0.7%
7.知的障害児施設	11.2%	18.2%	12.8%	16.7%	2.6%
8.病院	1.0%	1.6%	11.0%	0.7%	
9.家庭	14.5%	16.2%	20.2%	14.5%	
10.親戚の家	1.2%	1.6%	1.8%	0.0%	2.1%
11.里親の家	29.2%	12.9%	3.7%	5.1%	
12.知人・友人の家	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
13.少年院(初等・中等・特別)				5.8%	
14.医療少年院				5.1%	
15.自宅(公営住宅等)					42.4%
16.親元の家					11.5%
17.その他	19.2%	11.9%	7.3%	13.0%	13.3%
無回答	0.2%	0.7%	0.0%	0.7%	0.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

¹¹ 母子生活支援施設には、「当該児童及び母親へのケアの適切さ」の観点から尋ねている。

図表 31 主要移動先別児童数



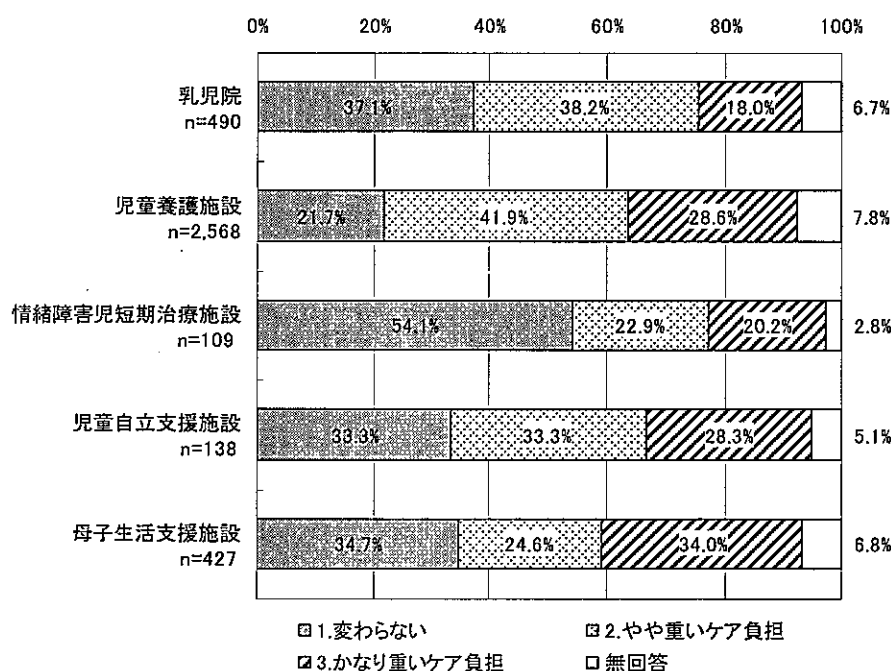
❖ 現在の入所先が「適していない」とされた児童についてのケアの負担感

ケアの適合状況（現在入所している施設でケアを受けることが適した児童であるか又は他施設等に入所することが適しているかを評価）において、「適していない」（他の施設等に入所することが適当）とされた児童を対象に、調査対象施設内でのケアの負担感について評価を行っている。その結果、ケアの負担感が重い（「2. やや重いケア負担」及び「3. かなり重いケア負担」の割合の合計）とされた児童の割合をみると、児童養護施設では約7割、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では約6割（母子生活支援施設の場合は世帯単位）、情緒障害児短期治療施設では約4割となっている。

いずれの施設でも約2割から約3割の児童が「3. かなり重いケア負担」となっている。他方、「1. 変わらない」とされた児童の割合は、情緒障害児短期治療施設では過半数、他の施設では約2割から約4割となっている。

図表 32 現在の入所先が「適していない」とされた児童についてのケアの負担感

【現在の入所先が「適している」とされた児童との比較】



- ❖ 現在の入所先が適さないと評価された児童についての「ケアの負担感」別にみる「適していると考えられる他の施設等」の種類（現在の入所先が「適していない」とされた児童を対象）

① 「3. かなり重いケア負担」と評価された児童のケアに適していると考えられる施設等の種類について

乳児院では「7. 知的障害児施設」が最も多く挙げられている（「17. その他」を除く）。児童養護施設では、「2. 情緒障害児短期治療施設」が最も多く挙げられ、次いで「3. 児童自立支援施設」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられている。情緒障害児短期治療施設では、「8. 病院」が最も多く挙げられ、次いで「3. 児童自立支援施設」、「9. 家庭」が多く挙げられている。児童自立支援施設では、「3. 児童自立支援施設（他施設）」が最も多く、次いで「13. 少年院（初等・中等・特別）」、「14. 医療少年院」の順に多く挙げられている（「17. その他」を除く）。母子生活支援施設では、「5. 児童養護施設」が最も多く挙げられ、次いで「15. 自宅（公営住宅等）」、「16. 親元の家」が順に多く挙げられている（「17. その他」を除く）。

② 「2. やや重いケア負担」と評価された児童のケアに適していると考えられる施設等の種類について

乳児院では「11. 里親の家」が最も多く、次いで「1. 乳児院（他施設）」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられている（「17. その他」を除く）。児童養護施設では「7. 知的障害児施設」が最も多く挙げられ、次いで「2. 情緒障害児短期治療施設」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。情緒障害児短期治療施設では、「7. 知的障害児施設」が最も多く挙げられ、次いで「8. 病院」、「9. 家庭」が多く挙げられている（「17. その他」を除く）。児童自立支援施設では「7. 知的障害児施設」が最も多く挙げられ、次いで「3. 児童自立支援施設（他施設）」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている（「17. その他」を除く）。母子生活支援施設では、「15. 自宅（公営住宅等）」が最も多く挙げられ、次いで「5. 児童養護施設」、「16. 親元の家」が多く挙げられている。

③ ケアの負担感が「1. 変わらない」と評価された児童のケアに適していると考えられる施設等の種類について

乳児院では、「11. 里親の家」が最も多く挙げられ、次いで「1. 乳児院（他施設）」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。児童養護施設では「9. 家庭」が最も多く挙げられ、次いで「11. 里親の家」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられた。情緒障害児短期治療施設では、「2. 情緒障害児短期治療施設（他施設）」が最も多く挙げられ、次いで「9. 家庭」が多く挙げられている。児童自立支援施設では、「2. 情緒障害児短期治療施設」が最も多く挙げられ、次いで「9. 家庭」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられている。母子生活支援施設では、「15. 自宅（公営住宅等）」が最も多く挙げられている。

図表 33 「ケアの負担感」別でみる「適していると考えられる他の施設等」

【ケアが「適していない」とされた児童についてケアの負担感が「かなり重い」と回答した場合】 適していると考えられる他の施設等					
	乳児院 n= 88	児童養護 施設 n= 735	情緒障害児 短期治療 施設 n=22	児童自立 支援施設 n= 39	母子生活 支援施設 n=145
1.乳児院※	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%
2.情緒障害児短期治療施設※	1.1%	33.2%	4.5%	5.1%	3.4%
3.児童自立支援施設※	0.0%	15.5%	13.6%	17.9%	4.1%
4.母子生活支援施設※	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	1.4%
5.児童養護施設※	6.8%	3.8%	4.5%	2.6%	34.5%
6.自立援助ホーム	0.0%	3.4%	4.5%	5.1%	0.7%
7.知的障害児施設	26.1%	14.6%	9.1%	7.7%	1.4%
8.病院	4.5%	3.7%	36.4%	2.6%	
9.家庭	8.0%	7.2%	13.6%	7.7%	
10.親戚の家	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	2.8%
11.里親の家	6.8%	7.1%	0.0%	7.7%	
12.知人・友人の家	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.少年院(初等・中等・特別)				15.4%	
14.医療少年院				12.8%	
15.自宅(公営住宅等)					15.2%
16.親元の家					13.1%
17.その他	44.3%	9.8%	13.6%	15.4%	17.9%
無回答	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

【ケアが「適していない」とされた児童についてケアの負担感が「やや重い」と回答した場合】 適していると考えられる他の施設等					
	乳児院 n= 187	児童養護 施設 n= 1,075	情緒障害児 短期治療 施設 n= 25	児童自立 支援施設 n= 46	母子生活 支援施設 n=105
1.乳児院※	20.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
2.情緒障害児短期治療施設※	0.5%	19.5%	12.0%	10.9%	1.9%
3.児童自立支援施設※	1.1%	4.4%	4.0%	17.4%	0.0%
4.母子生活支援施設※	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	9.5%
5.児童養護施設※	0.5%	5.0%	0.0%	2.2%	15.2%
6.自立援助ホーム	0.0%	3.1%	4.0%	8.7%	0.0%
7.知的障害児施設	13.9%	24.8%	24.0%	21.7%	6.7%
8.病院	0.5%	0.7%	16.0%	0.0%	
9.家庭	12.8%	13.4%	16.0%	15.2%	
10.親戚の家	1.6%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
11.里親の家	30.5%	12.4%	4.0%	2.2%	
12.知人・友人の家	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%
13.少年院(初等・中等・特別)				2.2%	
14.医療少年院				4.3%	
15.自宅(公営住宅等)					38.1%
16.親元の家					15.2%
17.その他	17.1%	13.0%	16.0%	15.2%	13.3%
無回答	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

【ケアが「適していない」とされた児童についてケアの負担感が「変わらない」と回答した場合】					
適していると考えられる他の施設等					
	乳児院 n=182	児童養護 施設 n=558	情緒障害児 短期治療 施設 n=59	児童自立 支援施設 n=46	母子生活 支援施設 n=148
1.乳児院※	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
2.情緒障害児短期治療施設※	0.0%	6.3%	50.8%	30.4%	0.0%
3.児童自立支援施設※	0.0%	0.9%	0.0%	4.3%	0.7%
4.母子生活支援施設※	1.6%	3.9%	0.0%	0.0%	4.7%
5.児童養護施設※	2.2%	7.7%	1.7%	2.2%	1.4%
6.自立援助ホーム	0.0%	1.4%	3.4%	4.3%	0.7%
7.知的障害児施設	2.2%	11.5%	8.5%	19.6%	0.0%
8.病院	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
9.家庭	19.8%	33.0%	25.4%	21.7%	
10.親戚の家	1.1%	1.8%	3.4%	0.0%	3.4%
11.里親の家	40.7%	21.9%	5.1%	4.3%	
12.知人・友人の家	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.少年院(初等・中等・特別)				2.2%	
14.医療少年院				0.0%	
15.自宅(公営住宅等)					70.3%
16.親元の家					7.4%
17.その他	3.8%	10.8%	16.0%	10.9%	9.5%
無回答	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

4. 職員勤務状況調査集計結果

(1) 職員の基本情報

職員勤務状況調査の集計結果は、施設調査票の有効回答施設が回答した職員勤務状況調査を基に集計を行ったものである。

❖ 施設種類別集計対象職種

各施設種別における職種①～③の集計対象は下表のとおりである。なお、調理員、栄養士、医師等は変則型の勤務を行う割合が高いため、集計の対象に含めていない。

図表 34 施設種類別集計対象職種一覧

	職種①(直接ケア職種)	職種②(専門ケア職種)	職種③(事務職種)
乳児院	児童指導員 保育士 看護師 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員	施設長 事務職員 その他職員
児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
情緒障害児短期治療施設	児童指導員 保育士 看護師 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
母子生活支援施設	母子指導員 少年指導員 少年指導員(兼事務職員) 保育士 個別対応職員	心理療法担当職員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員

❖ 職種別平均経験年数¹²

各施設種別における職種①（直接ケア職種）及び職種②（専門ケア職種）のうち心理療法担当職員及び家庭支援専門相談員の児童福祉施設職員としての平均経験年数は、下記のとおりである。

直接ケア職種の職員で、児童福祉施設における勤務経験年数が最も長いのは児童自立支援施設であり、次いで乳児院、母子生活支援施設の順に長い。心理療法担当職員では、情緒障害児短期治療施設が最も長く、次いで長いのは児童養護施設、乳児院である。また、家庭支援専門相談員では、児童自立支援施設が最も長く、次いで長いのは乳児院である。

図表 35 職種別平均経験年数

職種別の勤務年数：職種①（直接ケア職種）				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=111	2,441	8.92	9.02
児童養護施設	n=485	8,095	8.01	8.74
情緒障害児短期治療施設	n=26	360	7.08	6.65
児童自立支援施設	n=40	785	11.23	10.21
母子生活支援施設	n=237	1,199	8.26	8.73

職種別の勤務年数：心理療法担当職員				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=39	43	3.02	3.89
児童養護施設	n=326	516	3.79	3.92
情緒障害児短期治療施設	n=26	135	5.52	5.83
児童自立支援施設	n=22	36	2.83	2.16
母子生活支援施設	n=237	114	2.68	2.30

職種別の勤務年数：家庭支援専門相談員				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=91	96	18.08	10.97
児童養護施設	n=339	332	17.80	10.13
情緒障害児短期治療施設	n=18	17	12.59	9.06
児童自立支援施設	n=12	12	18.75	12.77
母子生活支援施設				

¹² ここでの経験年数は「児童福祉施設での勤務経験年数」であり、措置費の民間施設給与等改善費の対象となる職員の勤続年数の算定に準ずるものである。年数は、6ヶ月未満を切下げ、6ヶ月以上を切上げて整数表記された値を用いている（勤務経験年数が6ヶ月未満の場合は0年）。

(2) 専門ケア職種の資格保有状況（複数回答）

心理療法担当職員は、臨床心理士の資格を有する者がいずれの施設種別でも約 6 割から約 7 割と高い割合で見られる。その他、臨床心理士以外の学会認定心理士や教員免許を有する者も一定数みられる。

家庭支援専門相談員は、乳児院では保育士資格を、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では児童指導員の資格を、児童自立支援施設では児童自立支援専門員や児童生活支援員の資格を有する者が多いなど、直接ケア職種と同様の背景をもつ職員が多くみられる。また、乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では社会福祉士資格や教員免許を有する家庭支援専門相談員も約 1 割から約 2 割みられる。